

北上市告示乙第13号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次の区域を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な区域として指定する。

令和6年2月2日

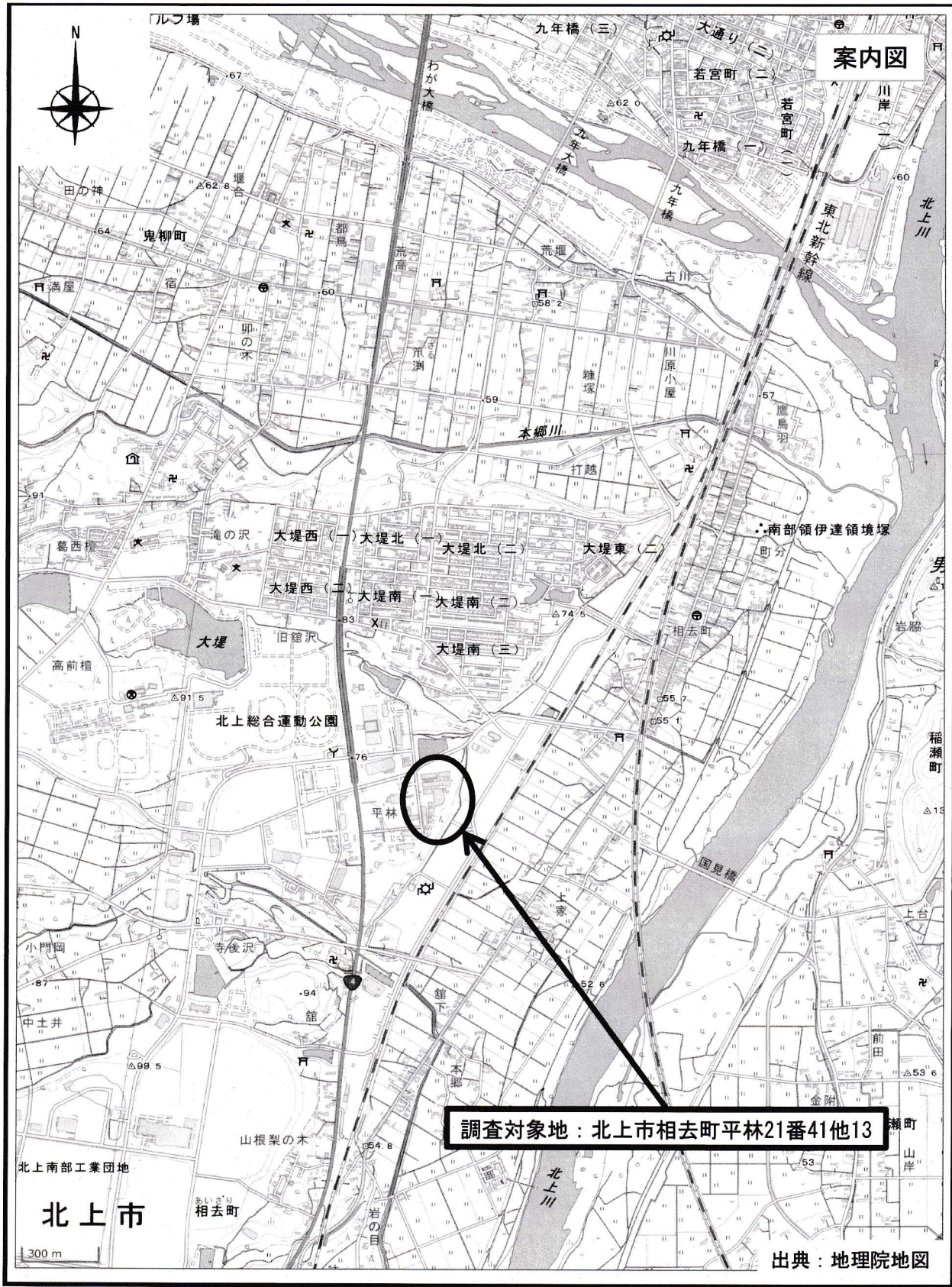
北上市長 八重樫 浩 文

1 指定する区域

北上市相去町前塘17番5の一部（別紙図面のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物

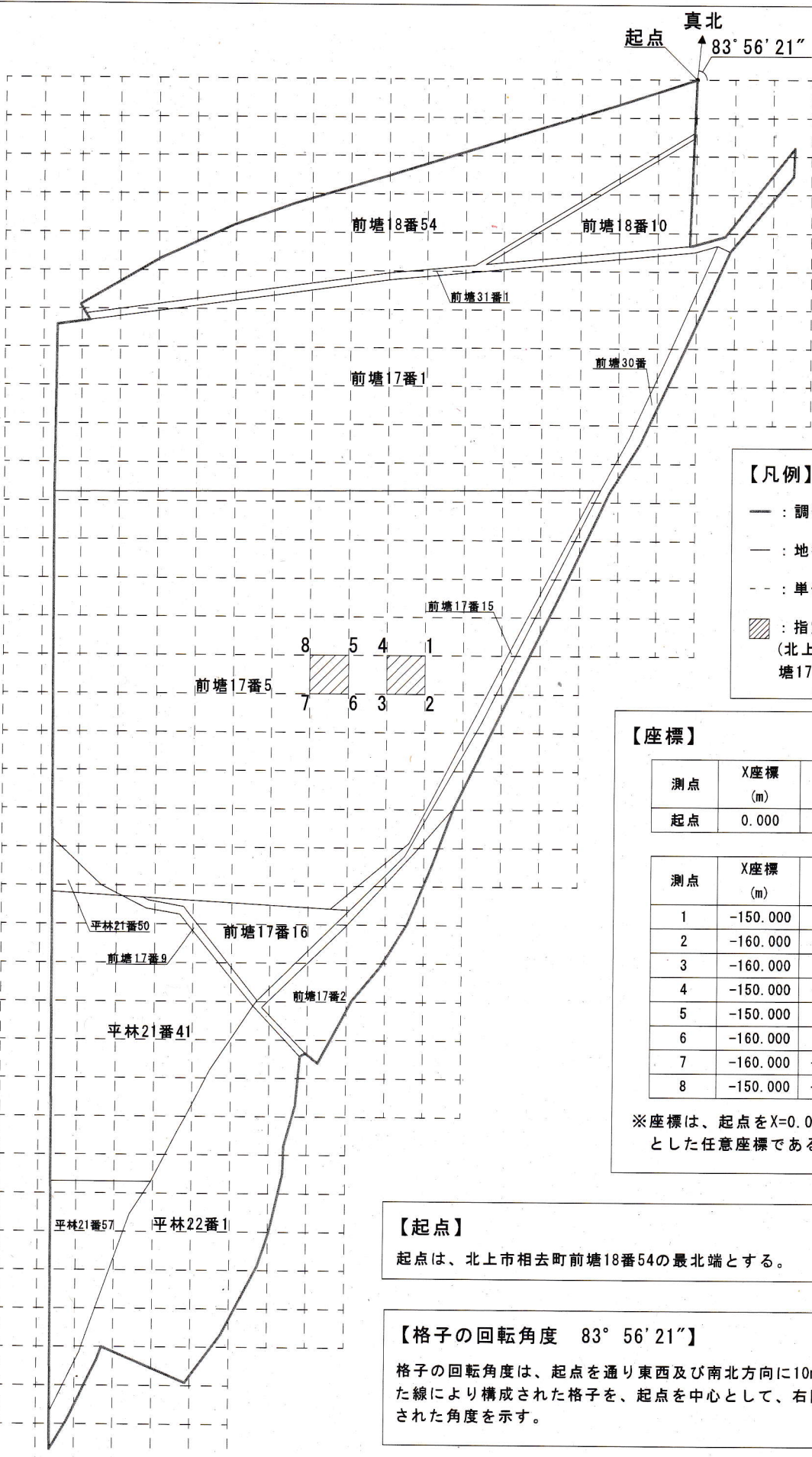


案内図

調査対象地：北上市相去町平林21番41他13

北上市

出典：地理院地図



【凡例】

- : 調査対象地
- : 地番境界
- - - : 単位区画
- ▨ : 指定に係る土地
(北上市相去町前塘17番5の一部)

【座標】

測点	X座標 (m)	Y座標 (m)
起点	0.000	0.000

測点	X座標 (m)	Y座標 (m)
1	-150.000	-70.000
2	-160.000	-70.000
3	-160.000	-80.000
4	-150.000	-80.000
5	-150.000	-90.000
6	-160.000	-90.000
7	-160.000	-100.000
8	-150.000	-100.000

※座標は、起点をX=0.000 Y=0.000とした任意座標である。

【起点】
 起点は、北上市相去町前塘18番54の最北端とする。

【格子の回転角度 83° 56' 21"】
 格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を、起点を中心として、右回りに回転された角度を示す。